

## 墨田区公園マスタープラン改定検討委員会に関する要綱

## (趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 7 年に策定し、平成 22 年に中間改定した「墨田区公園マスタープラン」を改定するに当たり、専門的な視点による調査及び検討を行うため、墨田区附属機関の設置に関する条例（平成 25 年墨田区条例第 5 号）により設置した墨田区公園マスタープラン改定検討委員会（以下「検討委員会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第 2 条 検討委員会は、次の事項を所掌する。

墨田区公園マスタープランの改定素案及び改定案の検討及び作成に関すること。

前号に掲げるもののほか、墨田区公園マスタープランの改定に当たり、区長が必要と認めること。

## (組織)

第 3 条 検討委員会は、区長が委嘱し、又は任命する次に掲げる委員をもって構成する。

学識経験者 3 名以内

区職員 4 名以内

## (委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会には委員長及び副委員長各 1 名を置くこととし、前条第 1 号に掲げる委員のうちから、前条に掲げる委員の互選により定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (任期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から墨田区公園マスタープラン最終改定案を区長に報告した日までとする。

## (会議)

第 6 条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(書面及びオンラインによる審議)

第7条 前条の規定にかかわらず、委員長は、重大な感染症のまん延、大規模な災害その他やむを得ない事由が発生している場合において、検討委員会を開会する場所へ委員を招集することが困難であると認めるときは、書面による審議(以下「書面会議」という。)及び映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法による審議(以下「オンライン会議」という。)を発議することができる

- 2 書面会議及びオンライン会議(以下「書面会議等」という。)は、委員の過半数が同意しなければ、実施することができない。
- 3 書面会議等による審議における検討委員会の議事は、委員の過半数が当該書面による審議に参加した上で、当該参加した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前条第5項の規定は、書面会議等の場合について準用する。

(会議の公開)

第8条 会議は公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(報告)

第9条 委員長は、必要に応じて検討経過を区長に報告する。

(庁内検討部会)

第10条 墨田区公園マスタープランの改定に係る具体的な検討を行うため、検討委員会の下に庁内検討部会を置く。

- 2 庁内検討部会は、部会長及びメンバーをもって構成する。

3 部会長は、検討委員会の庶務を所管する部署の課長級の職にある者をもって充てる。

4 メンバーは、庁内関係部署の課長級の職にある者の中から、部会長が指名する。

(庶務)

第11条 検討委員会及び庁内検討部会の庶務は、都市整備部都市整備課において処理する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営等に関する必要事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和4年9月30日から適用する。

2 この要綱は、墨田区公園マスタープラン最終改定案を区長に報告した日にその効力を失う。